

11月25日の会合に向けての意見

奥山尚一

## 1. 機械翻訳について

コンピューターを用いた翻訳の技術革新はめざましく、当然、知的財産の分野においてもその活用が議論されてしかるべきだと思います。しかし、それには知的財産分野を越えた前提となるきちんとした検討が必要ですし、日本語の優位性を維持するという戦略的発想が必須になります。

日本語は、一つの完全な世界を形成している希有な言語です。例えば、2008年に理論物理学でノーベル賞を受賞された益川先生は、語学がお嫌い、ノーベル賞授賞式のスピーチも日本語でされていました。つまり、日本にいと、大学院の授業も、その後の研究も日本語ですることができ、ノーベル賞まで取れてしまいます。英語圏以外の国で、どこにこのような国があるのでしょうか。発展途上国においては、高校以降の科学教育はすべて英語というところがほとんどです。

日本語の言語としての優位性は、仮名の発明、万葉集の時代からの巨大な文化的蓄積、イメージの広がりや深み、そして明治の大翻訳時代のことを考えれば明らかです。我々もその恩恵を受けて、このような場で議論を重ねていることを忘れてはいけません。

その強みは、営々と行われた海外の知識を日本語に取り込む大変な努力なしにはなかったと言えます。ですから、ここで単に権利取得のコストが下がるという発想で機械翻訳を取り入れることは絶対にしてはいけないと思います。機械翻訳の完成度をよく検証して、今後の日本における研究開発の基礎となる日本語の優位性を維持するためには、どのようなタイミングでどのようなやり方で特許法に取り入れるべきかを考えなければならないと考えます。

## 2. 知的財産の活用に関わる方々のキャリアパスについて

いわゆる TLO 法は 1998 年に、大学技術移転協議会 (UNITT) は 2000 年にできました。私は、それらができる以前より大学の研究を社会に出すことに尽力してきましたが、最近一番うれしいのは、若い人たちが育ってきて、活躍なさっていることです。UNITT の年次大会や、知財学会の学術研究発表会(今年は 12 月 3 日、4 日です)などの内容を見ても明らかです。大学のことや研究が分かる大学院卒業生が、例えば博士課程修了後のキャリアとして、知的財産法などを勉強しつつ TLO の職員や URA として活躍するためには、それなりの将来像が描けなければなりません。そういう中で、若い人材が育っています。このような流れを堅持し、強める視点が、今後の政策策定においても非常に重要です。

以上